

平成 30 年 8 月 6 日  
記者発表資料

# 日本弁理士会及び日本弁理士会関東支部と知的財産支援に関する協定を締結

県では、「かながわ知的財産活用指針」で県の知的財産に関する基本的な方向性を示すとともに、知的財産に関する様々な施策に取り組んでいます。このたび、県は、知的財産の活用を促進するため、日本弁理士会及び日本弁理士会関東支部と知的財産支援に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

## 1 協定について

### (1) 協定締結先

日本弁理士会、日本弁理士会関東支部

### (2) 協定締結日

平成30年8月1日(水曜日)

## 2 協定締結のねらい

知的財産の専門家である日本弁理士会及び日本弁理士会関東支部と連携して知的財産に関する様々な施策を実施することにより、県内における知的財産の活用を促進し、地域の活性化と産業の振興を図ります。

## 3 協定内容

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

(添付資料)

- ・ 資料1 知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定
- ・ 資料2 覚書

## 問合せ先

---

神奈川県政策局政策部総合政策課

科学技術・政策研究担当課長 板橋 電話 045-285-0889

科学技術グループ 高見 電話 045-210-3071

# 知的財産の活用による地域の活性化と産業の 振興のための協力に関する協定

## (趣旨)

第1条 日本弁理士会及び日本弁理士会関東支部（以下「甲」という。）と神奈川県（以下「乙」という。）とは、乙が知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興を図るための各種施策を実施するにあたり、甲が知的財産の専門家としてこれに協力することに合意したことの証として、この協定を締結するものである。

## (協力事項)

第2条 この協定の趣旨を実現するため、甲と乙とは、合意のもとに、次に掲げる事項に関する事業を協力して実施するものとする。

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

2 前項に掲げる事項に関する事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、別途協議して覚書により定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 この協定の有効期間は2018年8月1日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれもが本協定の有効期限を終了させる旨の意思表示をしない場合には、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

## (その他)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定の条項、解釈に疑義が生じた場合には、甲乙が信義則にのっとり協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、  
甲乙なつ印の上、各自その1通を保有する。

2018年8月1日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目4番2号  
日本弁理士会  
会 長 渡 邊 敬 介

東京都千代田区霞が関三丁目4番2号  
日本弁理士会関東支部  
支 部 長 鈴 木 一 永

乙 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

# 覚 書

## (趣旨)

第1条 この覚書は、日本弁理士会関東支部（以下、「甲」という。）及び神奈川県（以下、「乙」という。）が、2018年8月1日に日本弁理士会及び日本弁理士会関東支部と神奈川県とが締結した「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定（以下、「本協定」という。）」第2条第2項に基づき、本協定の実現に関する詳細を定めるものである。

## (具体的企画及び役割分担)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事業（以下、「本事業」という。）を協力して実施するものとする。

- (1) 知的財産の活用に関するセミナー、シンポジウム等
- (2) 知的財産の活用を支援する人材の育成
- (3) 知的財産の活用に関する相談会
- (4) その他上記に関連する事業

2 甲は、本事業の実施のために必要な講師、相談員、委員等を派遣するとともに、甲が管理する広報媒体において本事業の広報を行うものとする。

3 乙は、本事業の実施のために必要な役務、会場、備品等を提供するとともに、本事業の広報を行うものとする。

4 本事業は甲と乙との共催とする。

## (経費負担)

第3条 本事業の経費のうち、原則として、本事業の企画及び運営に携わる弁理士（講師、相談員、委員等である者を除く。）の派遣にかかる交通費及び宿泊費、並びに甲が管理する広報媒体における本事業の広報等に相当する経費は甲の負担とし、本事業の講師、相談員、委員等の謝金、交通費及び宿泊費等、並びに本事業の広報、会場使用料等に相当する経費は乙の負担とする。

## (有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は2018年8月1日から2019年3月31日ま

でとする。ただし、本覚書の有効期限満了の1か月前までに甲及び乙のいずれもが本覚書の有効期限を終了させる旨の意思表示をしない場合には、本覚書は有効期限を1年間として更新されるものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のおり確認したことを証するため、この覚書2通を作成し、甲乙なつ印の上、各自その1通を保有する。

2018年8月1日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目4番2号  
日本弁理士会関東支部  
支部長 鈴木 一 永

乙 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治